

浜松市教育委員会訓令甲第1号

浜松市教育委員会専決規程の一部を改正する訓令甲

浜松市教育委員会専決規程（昭和41年浜松市教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(代決) 第5条 次の表の左欄に掲げる決裁者が不在の場合は、第1次代決者が代決することができる。この場合において、当該代決者が不在のとき又は当該代決者を置かないときは、第2次代決者が代決することができる。			(代決) 第5条 次の表の左欄に掲げる決裁者が不在の場合は、第1次代決者が代決することができる。この場合において、当該代決者が不在のとき又は当該代決者を置かないときは、第2次代決者が代決することができる。		
決裁者	第1次代決者	第2次代決者	決裁者	第1次代決者	第2次代決者
(略)			(略)		
部長	次長	主管の課長、教育センター所長、担当課長及び高等学校長	部長	次長	主管の課長、教育センター所長、担当課長、高等学校長及び高等学校事務長
(略)			(略)		
小学校長及び中学校長	教頭		小学校長及び中学校長	小学校教頭及び中学校教頭	
高等学校長	主管の高等学校副校長(高等学校事務長の所管する事項を除く。)及び高等学校事務長(高等学校事務長の所管する事項に限る。)	主管の高等学校教頭(高等学校事務長の所管する事項を除く。)	高等学校長	高等学校副校長	高等学校教頭
課長補佐及び副所長(第13条の規定により課長補佐等の専決事項を専決することができることとされた専門監、主幹又は技監を含む。)	(略)		高等学校事務長	主管のグループ長(人事に関する事項に限る。)	
課長補佐及び副所長(第13条の規定により課長補佐等の専決事項を専決することができることとされた専門監、主幹又は技監を含む。)	(略)		課長補佐及び副所長(第13条の規定により課長補佐等の専決事項を専決することができることとされた専門監、主幹又は技監を含む。)	(略)	

備考

1～4 (略)

5 グループを置かない課等にあつては、この表中「グループ長」とあるのは、「専門監、主幹、技監、副主幹又は副技監の職にある職員のうち課長及び教育センター所長があらかじめ指定するもの」とする。

2 (略)

(課長、教育センター所長、担当課長及び高等学校長専決事項)

第9条 課長、教育センター所長、担当課長及び高等学校長の専決できる事項は、浜松市専決規程別表の1に規定する課長等の共通専決事項の例による。

2 前項に定めるもののほか、教育総務課長、教職員課長及び高等学校長の専決できる事項は、おおむね次のとおりとする。

教育総務課長専決事項・教職員課長専決事項 (略)

高等学校長専決事項

(1) 職員の職務に専念する義務を免除することの承認(教育長が定めるものに限る。)

(2) 職員の研修(教育長が定めるものに限る。)

備考

1～4 (略)

5 グループを置かない課等にあつては、この表中「グループ長」とあるのは、「専門監、主幹、技監、副主幹又は副技監の職にある職員のうち課長、教育センター所長及び高等学校事務長があらかじめ指定するもの」とする。

2 (略)

(課長、教育センター所長、担当課長及び高等学校長専決事項)

第9条 課長、教育センター所長、担当課長及び高等学校長の専決できる事項は、浜松市専決規程別表の1に規定する課長等の共通専決事項の例による。ただし、高等学校長にあつては、同表の1の(2)に規定する課長等の共通専決事項のうち事務職員(浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第9条第1項に規定する事務職員をいう。以下同じ。)に係るものを除く。

2 前項に定めるもののほか、教育総務課長、教職員課長及び高等学校長の専決できる事項は、おおむね次のとおりとする。

教育総務課長専決事項・教職員課長専決事項 (略)

高等学校長専決事項

(1) 職員の職務に専念する義務を免除することの承認(事務職員に係るものを除き、教育長が定めるものに限る。)

(2) 職員の研修(事務職員に係るものを除き、教育長が定めるものに限る。)

3 (略)

(高等学校副校長専決事項)

第9条の2 高等学校副校長の専決できる事項は、おおむね次のとおりとする。この場合において、高等学校副校長を置かないときは、高等学校長が専決できる。

(1) 学校教育の内容に関することのうち、次に掲げるもの

ア (略)

イ その他高等学校長が定めること。

(2) 所属職員の人事管理に関することのうち、次に掲げるもの(高等学校事務長の所管する事項を除く。)

ア～ウ (略)

エ その他高等学校長が定めること。

(3) 生徒の管理に関することのうち、次に掲げるもの

ア (略)

イ その他高等学校長が定めること。

(4) 学校の施設及び設備の管理に関することのうち、次に掲げるもの

ア・イ (略)

ウ その他高等学校長が定めること。

(5) 学校運営に関することのうち、次に掲げるもの

ア・イ (略)

(3) その他校務(他の者が専決するものを除く。)に関すること。

3 (略)

(高等学校副校長専決事項)

第9条の2 高等学校副校長の専決できる事項は、おおむね次のとおりとする。この場合において、高等学校副校長を置かないときは、高等学校長が専決できる。

(1) (略)

(2) 所属職員の人事管理に関することのうち、次に掲げるもの(事務職員に係るものを除く。)

ア～ウ (略)

(3) (略)

(4)・(5) (略)

(6)・(7) (略)

(高等学校教頭専決事項)

第9条の3 高等学校教頭の専決できる事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 生徒の保健、安全及び学習指導に係る  
軽易な事項

(2) 教材及び教具の取扱いに係る軽易な事  
項

(3) 生徒指導に係る軽易な事項

(4) 生徒の進学及び就職指導に係る軽易な  
事項

(5) その他教務事務に係る軽易な事項

(高等学校事務長専決事項)

第9条の4 高等学校事務長の専決できる事  
項は、浜松市専決規程別表の1に規定する課  
長等及び課長補佐等の共通専決事項の例に  
よる。ただし、同表の1の(2)に規定する課  
長等の共通専決事項にあつては、事務職員に  
係るものに限る。

(課長補佐等専決事項)

第10条 (略)

(課長補佐等専決事項)

第10条 (略)

2 高等学校事務長の専決できる事項は、浜  
松市専決規程別表の1に規定する課長補佐  
等の共通専決事項の例による。

(小学校長及び中学校長の専決事項)

第11条 小学校長及び中学校長の専決でき  
る事項は、おおむね次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(小学校長及び中学校長の専決事項)

第11条 小学校長及び中学校長の専決でき  
る事項は、おおむね次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) その他校務(他の者が専決するものを  
除く。)に関すること。

(小学校教頭及び中学校教頭の専決事項)

第11条の2 小学校教頭及び中学校教頭の  
専決できる事項は、おおむね次のとおりとす  
る。

(1) 児童生徒の保健、安全及び学習指導に  
係る軽易な事項

<p>(学校給食センター所長等専決事項)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p><u>(2) 教材及び教具の取扱いに係る軽易な事項</u></p> <p><u>(3) 生徒指導に係る軽易な事項</u></p> <p><u>(4) 児童生徒の進学及び就職指導に係る軽易な事項</u></p> <p><u>(5) その他教務事務に係る軽易な事項</u></p> <p>(学校給食センター所長等専決事項)</p> <p>第12条 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この訓令甲は、高等学校長及び高等学校事務長の専決できる事項を改めるとともに、高等学校教頭及び小中学校教頭の専決できる事項を規定するほか、所要の整備を行うものです。